

中泊町農業委員会会議録

平成31年3月11日

中泊町農業委員会

平成30年度中泊町農業委員会 3月定例総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月11日（月） 午後13時30分～午後15時00分

2. 開催場所 小会議室2

3. 出席委員（13人）

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
			4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦		
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員（2人）

委 員	3番	工藤 輝雄	10番	成田 誠
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第30号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第31号 農地使用貸借の合意解約書について

報告第32号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第36号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第37号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第38号 中泊町農地移動適正化あっせん事業運営に関する規程の一部改正について

協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 竹 谷 覚

係 長 古 川 英 樹

主 幹 打 越 賢 一

主 幹 三 上 晋 一

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、平成30年度中泊町農業委員会3月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長をお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます</p> <p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>次に、日程第2、議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、11外崎満幸委員、12神良一委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員打越主幹と三上主幹を指名いたします。</p> <p>以上で日程第2を終わります。</p> <p>それでは、日程第3の報告第30号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p> <p>◎報告第30号</p>
事務局	<p>3ページをお開きください。報告第30号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。 平成31年3月11日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の賃貸借の合意解約は、1件ございました。内容については、資料をご覧ください。報告第30号については、以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告第30号について、何かご意見等ございましたか。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p>

議 長 無いようですので、報告第31号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第31号

事務局 6ページをお開き下さい。報告第31号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。
平成31年3月11日提出 中泊町農業委員会会長。

事務局 今月の農地使用貸借の合意解約は1件ございました。内容については資料をご覧くださいと思います。報告は以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告第31号について何かご意見等ございませんか。

(意見なし)

議 長 無いようですので、報告第32号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第32号

事務局 10ページをお開き下さい。報告第32号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成31年2月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。平成31年3月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。2月分の農地移動あっせん申し出は5件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告第32号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議 長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎ 議案第36号

議 長 議案第36号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 13ページをお開き下さい。議案第36号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第3条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成31年3月11日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長 議案第36号について、受付番号54番から57番に関係する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

瓜田委員 8番 瓜田です。
それでは報告いたします。去る3月1日、私と小野委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は所有権移転が4件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局 今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号54番から57番の4件ございました。内訳は、売買が1件、贈与が1件、農地移動適正化あっせん事業による売買が2件です。

14ページをお開きください。受付番号54番は、富野字千歳地内の1筆の田566平方メートルの売買です。譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培を(苗代として使用)することでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号55番は、芦野字福泊、同所字堤の袖地内の5筆の畑と田、4,414平方メートルの親子間による全部贈与です。譲受人は、譲り渡し人同様にそ菜と米の栽培をすることでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

15ページをご覧ください。受付番号56番は、田茂木字若宮地内の3筆の田8,329平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培をすることでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号57番は、田茂木字若宮地内の1筆の田4,411平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培をすることでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号54番から57番について、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議 長 何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第36号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第37号

議 長 議案第37号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 18ページをお開き下さい。議案第37号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成31年3月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページお開き下さい。それではご説明いたします、平成31年3月6日付け中農政第272号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

21ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が9件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの売渡が6、買入が3件となっています。

事 務 局 受付番号51番は、あおもり農林業支援センターの売渡です。関係農地は、豊岡字三笠の農地2筆、地目は田、面積は6,461㎡です。売買価格は250万円です。対価の支払い期限は平成31年3月20日を予定しております。

受付番号52番は、あおもり農林業支援センターの売渡です。関係農地は、大沢内字田浦、富野字沖津の農地4筆、地目は田、面積は4,555㎡です。売買価格は182万2千円です。対価の支払い期限は平成31年3月20日を予定しております。

受付番号53番は、あおもり農林業支援センターの売渡です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は3,094㎡です。売買価格は90万円です。対価の支払い期限は平成31年3月20日を予定しております。

受付番号54番は、あおもり農林業支援センターの売渡です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地6筆、地目は田、面積は14,541㎡です。売買価格は727万円です。対価の支払い期限は平成31年4月4日を予定しております。

受付番号55番は、あおもり農林業支援センターの売渡です。
関係農地は、田茂木字望月の農地4筆、地目は田、面積は5,372㎡です。売買価格は268万円です。対価の支払い期限は平成31年4月4日を予定しております。

受付番号56番は、あおもり農林業支援センターの売渡です。
関係農地は、田茂木字望月、同所字鳴見の農地5筆、地目は田、面積は11,170㎡です。売買価格は558万円です。対価の支払い期限は平成31年4月4日を予定しております。

受付番号57番は、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字鳴見の農地7筆、地目は田、面積は19,247㎡です。売買価格は800万円です。対価の支払い期限は平成31年3月27日を予定しております。

受付番号58番は、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は8,011㎡です。売買価格は280万円です。対価の支払い期限は平成31年3月27日を予定しております。

受付番号59番は、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮、高根字小金石の農地10筆、地目は田、面積は33,677㎡です。売買価格は633万円です。対価の支払い期限は平成31年3月27日を予定しております。

所有権の移転につきましては以上です。

続きまして、46ページから54ページをご覧ください。今月の利用権設定は新規が9件、再設定が12件で面積は再設定、新規合わせて175,213平方メートルです。

46ページをお開きください。受付番号126番は再設定で、設定する農地は八幡地内ほか5筆の「田」9,722平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号127番も再設定で、設定する農地は芦野地内の1筆の「田」7,502平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

47ページをご覧ください。受付番号128番も再設定で、設定する農地は田茂木地内ほか2筆の「田」18,907平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号129番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の7筆の「田」11,189平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

48ページをお開きください。受付番号130番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」3,524平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号131番も再設定で、設定する農地は富野地内の1筆の「田」5,053平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号132番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」2,149平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり¥20,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

事務局

49ページをご覧ください。受付番号133番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」5,857平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり¥20,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号134番は再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」4,965平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり¥25,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号135番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」4,134平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり¥25,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

50ページをお開きください。受付番号136番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」5,110平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費の水利費は借主負担、工事費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号137番も新規の設定で、設定する農地は富野地内の1筆の「田」4,362平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費の水利費は借主負担、工事費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号138番も新規の設定で、設定する農地は小泊地内の1筆の「田」3,445平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

51ページをご覧ください。受付番号139番も新規の設定で、設定する農地は中里地内ほか3筆の「田」19,531平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号140番も新規の設定で、設定する農地は豊岡地内の2筆の「田」9,922平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米4俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

52ページをお開きください。受付番号141番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の4筆の「田」11,808平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費の水利費は借主負担、工事費は地主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号142番は再設定で、設定する農地は中里地内ほか2筆の「田」11,386平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

53ページをご覧ください。受付番号143番も新規の設定で、設定する農地は深郷田地内の1筆の「田」4,912平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり¥40,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号144番も新規の設定で、設定する農地は薄市地内の5筆の「田」5,347平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり¥10,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

54ページをお開きください。受付番号145番は再設定で、設定する農地は富野地内の5筆の「田」21,509平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号146番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」4,879平方メートルです。期間は1年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第37号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第38号

議長 議案第38号「中泊町農地移動適正化あっせん基準に係る規程の一部改正について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 57ページをお開きください。「中泊町農地移動適正化あっせん基準に係る規程の一部改正について」中泊町農地移動適正化あっせん基準等に係る規程の一部改正について別紙資料に基づき総会の決定を求める。

平成31年3月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。平成28年3月30日付け、27経営第3254号「農地移動適正化あっせん事業実施要領」および、同年月日付け、27経営第3255号「農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について」が一部改正されました。

これにより、「中泊町農地移動適正化あっせん基準」等も一部改正が必要になりますので、本日、議案として提出させていただきました。

58ページから60ページが「中泊町農地移動適正化あっせん基準」の新旧対照表です。右側が現行(改正前)で左側が改正後です。改正ポイントは、第2条の(2)等にありますが「農業生産法人」が「農地所有適格法人」に改正。第8条の(7)にあります「委員会の委員」が「農地利用最適化推進委員(農地利用最適化推進委員を委嘱していない場合は、委員会の委員)」に改正。同条の「あっせん委員2名」が「あっせん委員1名以上」でございます。

61ページから66ページが「中泊町農地移動適正化あっせん基準」の一部改正による様式の一部改正でございます。

改正のポイントは、連絡先に「自宅」と「携帯」を追加、「別紙」に係る「様式号」を追加いたしました。

67ページから70ページが「中泊町農地移動適正化あっせん基準細則」の一部改正でございます。改正のポイントはこちらも同じく「あっせん委員2名」が「あっせん委員1名以上」に改正。「農業委員の中から」が「農地利用適格化推進委員(農地利用最適化推進委員を委嘱していない場合は、委員会の委員)」に改正。

67ページにあります、「別表第1」ですが、経営面積(37,131,313㎡)を農家数(1,522名)を割返した平均面積(24396.39㎡)を上回る面積に改正。

68ページにあります、「別表第2」ですが、平成29年5月に「中泊町基本構想」が見直しで経営体の指標が変わりましたので、そちらに合わせて改正いたしました。

71ページは「中泊町農業委員会農地移動適正化あっせん事業運営に関する規則」の一部改正です。こちらも同じく「農業委員会の委員のうちからその申出事件ごとにあっせん委員2名を指名」が「農地利用最適化推進委員(農地利用最適化推進委員を委嘱していない場合は、委員会の委員)の中からあっせん委員を1名以上を指名」に改正でございます。

なお、今回の一部改正案にあたっては、事前に県と協議しておりまして、本日の定例会の議決をもって、県に認定申請することになっております。

説明については以上でございます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第38号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局 それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

議 長

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、平成30年度中泊町農業委員会3月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月11日

農業委員会
会 長

(松坂 龍美)

署名委員

(外崎 満幸)

署名委員

(神 良一)
